

墨田区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の一部改正（平成30年6月27日公布、平成31年4月1日施行）を踏まえ災害援護資金の貸付利率を引き下げるほか、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）の一部改正（平成31年1月30日公布、同年4月1日施行）に伴い同資金の償還方法に月賦償還を加えるとともに、保証人を立てることについて定める必要がある。

2 改正内容

- (1) 災害援護資金の貸付利率について、3パーセント以内で条例で定める率とされたことを踏まえ、市中金利の動向や東日本大震災時の特例による利率等を勘案して、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は年1.5パーセント以内で規則で定める率とする。
- (2) 災害援護資金の貸付けに係る保証人を立てることについて、条例で定めるところとされたため、規定を追加する。
- (3) 災害援護資金の償還方法について、年賦償還、半年賦償還に加え、月賦償還を追加する。

3 施行期日等

平成31年4月1日

貸付利率の引下げ及び保証人に係る規定は、同日以後に生じた災害による災害援護資金の貸付けについて適用する。